

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第1地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和7年10月8日(水) 午後2時～3時30分	
開催場所		東部区民事務所2階 多目的室	
案件		関係機関案件 (1)豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 (2)巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】 (3)令和7年度区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】 豊島区案件 (1)「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び 男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 (2)「大塚としま商人まつり」のポスター掲示について【掲示】 (3)民泊条例改正のパブリックコメント実施について (4)駒込中学校の建替え等に関するアンケートについて (5)区民活動推進課からのお知らせ ①町会セミナーの開催について ②災害時緊急連絡送信訓練の結果について ③ポケット区政概要2025について 町会連合会案件 (1)町連だよりについて	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	古沢 秀明 委員長(折戸協和町会) 天沼 友一 副委員長(巣鴨五丁目朝日町会) 田邊 貞子 委員(巣鴨一丁目町会) 岡島 博 委員(江戸橋町会) 鳥居 幸譽 委員(巣鴨親和町会) 湯田 健一 委員(巣鴨三四丁目清和町会) 鈴木 宏治 委員(巣鴨四丁目協和町会) 渡部 義治 委員(巣鴨三親町会) 田中 隆 委員(栄和町会) 町田 光子 委員(巣鴨三明町会) 河合 進 委員(巣鴨五丁目大親町会) 田崎 謙一郎 委員(西巣鴨新田町会) 染谷 清直(西巣鴨共和会) 桐ヶ谷 清一 委員(庚申塚町会) 石合 周平 委員(西巣鴨睦町会) 樋口 昌男 委員(西巣鴨四丁目親交町会)	
	常 任 相談役	儀武 さとる	
		豊島消防署 高橋 巣鴨出張所長 巣鴨警察署生活安全課 上村 警部補	

		豊島健康診査センター 児玉 事務局長 男女平等推進センター 和田 相談G主任 産業振興課 渡部 商店街振興係長 生活衛生課 水野 生活衛生課長 学校施設課 大木 学校施設課長 高桑 東部区民事務所長 星野 町会連合会事務局長
	区	
	地区担当課長	植草 沿道まちづくり担当課長
欠席者	委 員	指出 正明委員（西巢鴨二丁目町会）
	常 任 相談役	島村 高彦 川瀬 さなえ 入江 あゆみ
	区	藤田 区民部長
事務局		東部区民事務所 山川・林田・見呂津
質疑応答要旨		
関係機関案件		
1. 豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 （説明:豊島消防署 巢鴨出張所長）		
（質疑なし）		
2. 巢鴨警察署からのお知らせ【回覧】 （説明:巢鴨警察署 生活安全課 警部補）		
意見(委員) わたしの町会内で、深夜の騒音に関する住民同士のトラブルがあった。		
回答(警部補) 住民には、各々生存権があり、騒音に関する罰則と言うものは難しい。深夜に起こったのなら、その時に警察に連絡いただければ、騒音発生者に口頭注意することは可能である。		
3. 令和7年度区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】 （説明:豊島健康診査センター 事務局長）		
質問(委員) コロナ禍前と比較し、受診者数は減少しているのか。		
回答(事務局長) はい、少しずつ回復してきているが、コロナ禍前までには届いていない。		
豊島区案件		
1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 （説明:男女平等推進センター 相談G主任）		
質問(委員) DV相談は増えているのか。		
回答(相談G主任) 表面化してきたことにより増えている。精神的なDVの増加が激しい。		
2. 「大塚としま商人まつり」のポスター掲示について【掲示】		

(説明:産業振興課 商店街振興係長)	
(質疑なし)	
3. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について	
(説明:生活衛生課長)	
意見(委員)	国勢調査を行った際に、民泊の数が予想を超えて多かった。
質問(委員)	闇民泊のような状態のものは、どこに相談したらよいか。
回答(生活衛生課長)	保健所に電話いただければ対応させていただく。
質問(委員)	(民泊条例改正の)令和9年度から採算がとれなくて闇の民泊が増えてしまうのではないか。
回答(生活衛生課長)	営業できる期間とできない期間を明確に分けたことにより、今よりも闇民泊の取締りがやりやすくなる、と考えている。
質問(委員)	新ルールの適用は、新規参入業者のみが対象なのか、既存が野放しにならないよう注意して欲しい。
回答(生活衛生課長)	既存事業に対しても適用される。例としてトラブル発生時、区民の要請に応じて協議の場を設置するなど。これまでも継続して指導を行ってきたが、改善命令や停止命令も考えている。条例改正までは届出が可能だが、いずれ条例の適用を受けることになる。
質問(委員)	届出周知を受けたことが無いのだが・・・
回答(生活衛生課長)	周辺20メートルの範囲へ周知義務がある。町会長へのあいさつを指導している。
4. 駒込中学校の建替え等に関するアンケートについて	
(説明:学校施設課長)	
質問(委員)	インターネットで回答した場合に、郵送回答用の封筒に貼ってある切手はどうすればよいか。
回答(学校施設課長)	ご連絡いただければ回収に伺うし、考える会や駒込中学校に返却いただいてもよい。
5. 区民活動推進課からのお知らせ	
①町会セミナーについて	
②災害時緊急連絡送信訓練の結果について	
(質疑なし) (説明:東部区民事務所長)	
町会連合会案件	
1. 町連だよりについて	
(説明:町会連合会事務局長)	
(質疑なし)	

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第2地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年10月2日（木） 午前10時00分～11時00分
開催場所		帝京平成大学池袋キャンパス内集会室
案件		1. 他機関案件 （1）豊島消防署からのお知らせ （2）巣鴨警察署からのお知らせ （3）令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について 2. 豊島区案件 （1）「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内 （2）「大塚としま商人まつり」のポスター掲示について （3）民泊条例改正のパブリックコメント実施について （4）大塚台公園 基本計画案の意見募集について （5）区民活動推進課からのお知らせ ①町会セミナーについて ②災害時緊急連絡送信訓練について ③ポケット区政概要2025について 3. 町会連合会案件 （1）町連だよりについて
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	岡部 俊夫 委員長 (上池袋東雲町会) 林 総一郎 副委員長 (上池袋昭和町会) 岩谷 純子 代理委員 (宮仲町会) 橋詰 周吉 委員 (北大塚伸和町会) 高橋 光男 委員 (池袋東一町会) 小峰 博 委員 (上池袋町会) 武石 雅彦 委員 (上池袋三丁目町会) 亀山 孝安 委員 (上池袋池八町会) 菅澤 省吾 委員 (東池袋一丁目中央町会) 石川 宜司 委員 (東池袋南大塚伸町会) 野口 英男 委員 (東二町会) 高野 俊晴 委員 (新東一町会) 大関 義明 委員 (東池袋サンシャイン町会) 小澤 良子 委員 (東池袋中部町会) 武内 巧 委員 (東池袋四丁目南町会)
	説明者	豊島消防署 岩瀬 地域防災担当係長 巣鴨警察署 上村 警部補 豊島健康診査センター 兒玉 事務局長 男女平等推進センター 森田 相談係長 渡部 産業振興課 商店街振興係長 田口 生活衛生課 環境衛生係 寫田 公園緑地課長 豊島区町会連合会 星野 事務局長
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
欠席者	委 員	竹下 友康 委員 (東池袋東和町会) 染谷 栄一 委員 (北大塚上池袋宮新町会)
	常 任 相談役	竹下 ひろみ 星 京子
	地区担 当課長	水野 生活衛生課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・岩間

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 豊島消防署からのお知らせ

(説明： 豊島消防署 地域防災担当係長)

質疑応答なし

(2) 巣鴨警察署からのお知らせ

(説明： 巣鴨警察署 警部補)

質問 (委員)

8月に管内で発生した特殊詐欺が3件とあるが、被害額など教えてほしい。

回答 (警部補)

8月は1300万ほどの被害があった。8月末現在、巣鴨署管内でおおむね5億3000万の被害額となっている。昨年に比べ4億円以上増えている状況。

(3) 令和7年度区民がん検診 (胃がん・肺がんなど) の再勧奨について

(説明： 豊島健康診査センター 事務局長)

質疑応答なし

2. 豊島区案件

(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内

(説明： 男女平等推進センター 相談係長)

質疑応答なし

(2) 「大塚としま商人まつり」のポスター掲示について

(説明： 産業振興課 商店街振興係長)

質疑応答なし

(3) 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

(説明： 生活衛生課 環境衛生係長)

質問 (委員)

手続きのルールが通報時に30分以内の現場駆け付け・対応着手とあるが、強化はしないのか。事業者が町内会に加入する義務はないのか。

回答 (環境衛生係長)

国のガイドラインが30分から60分となっており、最短に設定している。町内会加入については、そういったご意見が多ければ、町会と協議すること等を盛り込むことを検討する。

質問 (委員)

近隣住民への周知の際、民泊事業者の規約を近隣住民に配布することはできないのか。

回答 (環境衛生係長)

そのような義務は現状ない。近隣住民から要望があった時には、要望に対応するように指導している。

質問（委員）

住民への周知などのルールは作られているものの、罰則規定がない。罰則規定を作るべきではないか。民泊実施の期間の制限があるが、期間外はどうするのか。隠れて民泊を運営することもできてしまうのではないか。規制がかかる区域も、住居専用地域のみならず繁華街周辺も規制すべきではないか。

回答（環境衛生係長）

現状、罰則規定については記載がない。民泊期間外は賃貸として利用する想定であった。期間については、事業者には期間の報告義務があるが、全部把握しきれていないと言いきれない。今回の意見も踏まえ協議していく。

（４）大塚台公園 基本計画案の意見募集について

（説明：公園緑地課長）

質疑応答なし

（５）区民活動推進課からのお知らせ

- ①町会セミナーについて
- ②災害時緊急連絡送信訓練について
- ③ポケット区政概要 2025 について

（説明：区民活動推進課 地域振興係長）

質疑応答なし

3、町会連合会案件

（１）町連だよりについて

（説明：町会連合会 事務局長）

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第3地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年10月9日（木） 午後2時00分～3時15分
開催場所		池袋第3区民集会室
案件		1. 他機関案件 （1）池袋消防署からのお知らせ （2）池袋警察署からのお知らせ （3）令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について 2. 豊島区案件 （1）「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター 掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内 （2）民泊条例改正のパブリックコメント実施について （3）区民活動推進課からのお知らせ ①町会セミナーについて ②災害時緊急連絡送信訓練について ③ポケット区政概要2025について 3. 町会連合会案件 （1）町連だよりについて
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	木内 晴一 委員長 (池袋三丁目親交町会) 岸本 明 副委員長 (池袋二丁目原町会) 加藤 徹 委員 (西池袋一丁目町会) 岸野 俊六 委員 (西池袋南町会) 齋藤 泰子 委員 (西池袋丸山町会) 西山 隆 委員 (西山町会) 佐藤 正敏 委員 (池袋二丁目親睦町会) 若村 進 委員 (池袋御嶽町会) 大橋 代理委員 (池袋三業町会) 手塚 忠男 委員 (池袋二丁目恵比寿町会) 仙浪 博一 委員 (池袋仲町会) 兼村 仁 委員 (池袋上町会) 佐藤 智重 委員 (池袋三丁目北町会) 平田 光子 委員 (池袋四丁目町会) 玉川 洋子 委員 (池袋四丁目西町会)
	説明者	三瓶 池袋消防署 地域防災安全係長 田中 池袋警察署 生活安全課長代理 兒玉 豊島健康センター 事務局長 清水 男女平等推進センター 所長 田口 生活衛生課 環境衛生係長 五十嵐 区民活動推進課 地域振興係長 星野 町会連合会 事務局長
	常 任 相談役	中澤 まさゆき
	地区担 当課長	
	区	
欠席者	委 員	岡 弘之 委員 (池袋三業町会)
	常 任 相談役	西山 陽介 小林 弘明 芳賀 竜朗
	地区担 当課長	宮崎 西部生活福祉課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・横地

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 池袋消防署からのお知らせ

(説明：池袋消防署 地域防災安全係長)

質疑応答なし

(2) 池袋警察署からのお知らせ

(説明：池袋警察署 生活安全課長代理)

質疑応答なし

(3) 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について

(説明：豊島健康診査センター 事務局長)

質問（委員）

年齢は満年齢と数えどちらか。

回答（事務局長）

満年齢である。3月31日までに偶数年齢の方に向けて4月にチケットを配布するため、確認してほしい。

質問（委員）

申し込みについて、同日検査の予約ができない。改善してほしい。

回答（事務局長）

そういったご意見も多く、課題だと認識している。現在、検討中である。

2. 豊島区案件

(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内

(説明：清水 男女平等推進センター所長)

質問（委員長）

相談業務の担当者は区の職員か。

回答（男女平等推進センター所長）

職員かカウンセラー等専門員が担当している。

(2) 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

(説明：生活衛生課 環境衛生係長)

質問（委員）

パブリックコメントの実施をどのように周知しているのか。

回答（環境衛生係長）

ホームページや窓口にて周知している。図書館などでも今回の改正に関する資料を閲覧することができる。提出は保健所の窓口やメール、郵便等多数の方法がある。

質問（委員）

町会回覧でも周知すべきではないか。

回答（環境衛生係長）

期間が短いため、回覧は難しい。

質問（委員）

住居専用地域において規制がかかるとのことだったが、第3地区の多くの町会は規制されないエリアが含まれている。商業地域にも住宅がある。第3地区にとっては、区域の規制は意味のないものなのではないか。近い将来、商業地域も規制をかけてほしい。

回答（環境衛生係長）

今現在の条例であると商業地域に規制をかけることができないが、期間の制限は全域である。地域分類はかなり昔のものであるため、商業地域であっても住宅がある現状は把握している。現状に合わせた区域規制も検討している。

質問（委員）

事業開始前に事前説明会や周知のポスティングなどとあるが、アポイントメントなしで来られても困る。事前周知の方法は町会で判断してもよいのか。

回答（環境衛生係長）

個別の要望は尊重するので、相談してほしい。

質問（委員）

建物の管理者が変わり民泊になった際、報告がないケースがある。管理者もごみ処理やポイ捨てなどの管理を徹底すべき。抜き打ちで審査等はしないのか。教育施設の近隣には開業できない等の規制はあるのか。

回答（環境衛生係長）

民泊は旅館やホテルと違い、事業者の届出制である。窓口は保健所だが、事業者からあがってきた報告が正しい情報かどうかのチェックまでは、できていないのが現状である。教育施設との距離制限についてはないため、パブリックコメントとして意見を入れてほしい。

質問（委員長）

違反に対する罰則規定はないのか。法的対応もできるのか。

回答（環境衛生係長）

違反に対する罰則は、指導、改善命令、業務停止、業務廃止などを検討している。

質問（委員）

条例の改正された点やそれを住民に知らせる資料を作してほしい。今日の書類だけではうまく説明ができない。区域制限の地図も小さいので、第3地区のみのものなどより分かりやすい地図を作成してほしい。

回答（環境衛生係長）

今回は区全体のイメージを見せたかったため豊島区全体の地図を作成した。拡大地図は作成して提供する。

（3）区民活動推進課からのお知らせ

- ①町会セミナーについて
- ②災害時緊急連絡送信訓練について
- ③ポケット区政概要 2025 について

（説明：区民活動推進課 地域振興係長）

質疑応答なし

3. 町会連合会案件

（1）町連だよりについて

（説明：町会連合会 事務局長）

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第4地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年10月6日（月） 午後2時00分～3時00分
開催場所		豊島区役所3階 区政連絡会室
案件		1. 他機関案件 （1）豊島消防署からのお知らせ （2）目白警察署からのお知らせ （3）令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について 2. 豊島区案件 （1）「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター 掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内 （2）民泊条例改正のパブリックコメント実施について （3）東通りの当面の交通安全対策について （4）区民活動推進課からのお知らせ ①町会セミナーについて ②災害時緊急連絡送信訓練について ③ポケット区政概要2025について 3. 町会連合会案件 （1）町会だよりについて
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	安井 祐司 委員長 (雑司が谷一丁目東部町会) 宮城 敏男 副委員長 (池袋東口親和町会) 山田 裕一 委員 (池袋通西睦町会) 瀬戸 進 委員 (南池袋一丁目町会) 磯貝 徹二 委員 (南池袋二三四町会) 梅澤 光法 委員 (光和会) 大久保 達司 委員 (青葉会) 下村 賢一 委員 (池袋日出町会) 大原 清 委員 (上り屋敷町会) 戸張 康健 委員 (雑司が谷一丁目町会) 中村 孝太 委員 (柳下会) 高野 れい子 委員 (雑司が谷二丁目町会) 松岡 和明 委員 (雑司が谷三丁目町会)
	説明者	豊島消防署 荒井 目白出張所長 目白警察署 山崎 警部補、須山 警部補 豊島健康診査センター 児玉 事務局長 清水 男女平等推進センター所長 水野 生活衛生課長 片山 道路整備課長、行方 道路設計係長 田邊 区民活動推進課長 星野 町会連合会事務局長
	常 任 相談役	磯 一昭 林 二葉
	地区担 当課長	大曾根 自立支援担当課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
欠席者	委 員	
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・原

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 豊島消防署からのお知らせ

(説明：豊島消防署 目白出張所長)

意見（副委員長）

リチウム電池が問題となっており、世田谷区は独自の回収をやっている。消防署は関係ないかもしれないが、区でも回収をやっていただきたい。

意見（委員）

リチウム電池の問題は深刻のため、区で対応していただきたい。

回答（豊島消防署 目白出張所長）

消防で回収制度を作ることはできない。区に働きかけていただければと考える。

回答（区民活動推進課長）

担当が環境清掃部になるため、ご意見があったことを伝える。

(2) 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補、警部補)

質問（委員）

防犯プレートは電信柱などに貼るのか。

回答（目白警察署 警部補）

ご自身の家の門扉や町会の建物など、所有している建物で活用してほしい。

(3) 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について

(説明：豊島健康診査センター 事務局長)

質問（委員）

がん検診の年齢はいつの時点か。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

3月31日時点である。4月の後半に対象者にはチケットを配布している。

2. 豊島区案件

(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における DV 啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内

(説明：男女平等推進センター所長)

質疑応答なし

(2) 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

(説明：生活衛生課長)

質問（委員）

現行のルールでは、鍵の受け渡しは対面でないといけないのか。キーボックスではだめということか。

回答（生活衛生課長）

キーボックスでの受け渡しは条例違反となる。清掃に入らないといけない関係でキーボックスを使用している場合もある。実態を調査する必要があるため、見かけた場合は生活衛生課に連絡していただければと思う。

(3) 東通りの当面の交通安全対策について

(説明：道路整備課長、道路設計係長)

質問 (委員)

道路の緑の部分は車道なのか。

回答 (道路整備課長)

車道扱いである。ベビーカーなどとすれ違うときは、歩行者が歩道から緑の部分に出る可能性があるということを認識してもらうために、緑に色付けしている。

質問 (委員)

ポストコーンが全面的にやらないのか。

回答 (道路整備課長)

スピード抑制が目的なため、必要な場所のみに設置する予定。

質問 (委員)

自転車ナビマークがあるが、3メートルのところに自転車と車が通る場合、自転車が狭すぎないか。

回答 (道路整備課長)

緑のところを自転車が通ってはいけないというわけではないので、場合によっては緑のところに自転車が寄っても問題ないという認識。

自転車のナビラインは75センチの幅があり、自転車の幅60センチに15センチの余裕をもたせている。また、25センチの側方余裕をもたせて1メートル確保できる。自動車の幅2メートルで考えると、3メートルの中で自転車と車のすれ違いはできる。危ない場合は、緑の部分を使用していただくか、一度とまっていたいただければと思う。

質問 (委員)

緑の部分を自転車が堂々と使ってよいとはならないのか。

回答 (道路整備課長)

車道なので、基本的には使用していただいて問題ない。

質問 (委員)

それなら、緑の部分に自転車ナビマークを描いた方が良いのではないか。

回答 (道路整備課長)

自転車と歩行者のすみ分けは難しいが、将来は歩行者優先にしたいと考えている。ポストコーンの部分まで歩行を広げた方が良く考えているが、トラックが荷下ろしなどで駐停車する必要があるところもある。そのため、安全対策の一つとして、自転車を車道の白線の内側に通ってもらうことを原則とし、危ない場合は緑の部分も通っても良いというやり方で様子を見ながら将来の歩道拡幅に繋げていきたいと考えている。

質問 (委員)

土地を買収するなどして長期的な拡幅はないのか。

回答 (道路整備課長)

そこまでの計画はない。

質問 (委員)

歩道に傾斜があり、歩きずらかったり、車いすやベビーカーが車道に傾いてしまうため、平らにしてほしい。

回答 (道路整備課長)

現場を確認し、検討する。

(4) 区民活動推進課からのお知らせ

- ①町会セミナーについて
- ②災害時緊急連絡送信訓練について
- ③ポケット区政概要 2025 について

(説明：区民活動推進課)

質問（委員）

緊急時連絡網は最終的にどのように使用するのか。

回答（区民活動推進課長）

少しでも連絡が取れる手段が多いほうが良いため確認している。災害時に連絡をとりたい場合に使用する。

意見（委員）

町会のセミナーについて、参加したいが就労中で興味があっても参加できない。後日ネット配信するなど見たい人が見られるようなそういう環境を作っていただきたい。

回答（区民活動推進課長）

資料の共有等はさせていただければと考えている。配信についても検討する。

3. 町会連合会案件

(1) 町連だよりについて

(説明：町会連合会事務局長)

意見（委員）

防犯カメラの電気代の補助金を検討していただきたい。

回答（区民活動推進課長）

所管課に伝える。

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第5地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年10月7日（水） 午後14時00分～15時00分
開催場所		雑司ヶ谷地域文化創造館多目的ホール
案件		1. 他機関案件 （1）豊島消防署からのお知らせ （2）目白警察署からのお知らせ （3）令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について 2. 豊島区案件 （1）「女性の暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内 （2）民泊条例改正のパブリックコメント実施について （3）区民活動推進課からのお知らせ ①町会セミナーについて ②災害時緊急連絡送信訓練について ③ポケット区政概要2025について 3. 町会連合会案件 （1）町連だよりについて
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	堀江 久男 委員長 (東目白自治会) 芳賀 英俊 副委員長 (高田中央町会) 杉岡 敏弘 委員 (東目白本町会) 佐藤 義夫 委員 (高田一丁目町会) 鈴木 英三 委員 (東目白坂下睦会) 高橋 藤男 委員 (高田三丁目町会) 三輪 愼悟 委員 (東目白千登世町会) 高木 小太郎 委員 (目白二丁目町会) 大黒 智恵 委員 (目白東町会) 小野 賢一郎 委員 (目白三丁目町会) 森 茂治 委員 (目白山紫町会)
	説明者	豊島消防署 新井 目白出張所員 目白警察署 山崎 警部補、須山 警部補 豊島区健康診査センター 児玉 事務局長 和田 男女平等推進センター 相談グループ主任 田口 生活衛生課 環境衛生係長 五十嵐 区民活動推進課 地域振興係長 星野 町会連合会事務局長
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
欠席者	委 員	
	常 任 相談役	高橋 佳代子 松下 創一郎 塚田 ひさこ
	地区担 当課長	松山 国民健康保険課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長 星野 町会連合会事務局長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・岩間

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 豊島消防署からのお知らせについて

(説明：豊島消防署 目白出張所員)

質問 (副委員長)

リチウムイオン電池の処理の仕方を徹底すべきではないか。

回答 (目白出張所員)

消防のほうでは処理についてまでは対策できない。区がまとめて回収、業者による回収など多様な方法があるが、区で定められた処分法などはない。

(2) 目白警察署からのお知らせについて

(説明：目白警察署 警部補、警部補)

意見 (委員)

特殊詐欺について、30代の方から数百万の被害があったと相談を受けた。昔に比べて若い人も狙われやすいことをもっとアピールすべき。

回答 (警部補)

警視庁でも力をいれている。

(3) 令和7年度区民がん検診 (胃がん・肺がんなど) の再勧奨について

(説明：豊島健康診査センター 事務局長)

質問 (委員長)

がん検診は対象者のうち何パーセントくらいが受けているのか。

回答 (事務局長)

約20%。肺がんCT検査は14%。周辺の区で豊島のみが無料なので、周知にご協力をお願いしたい。

2. 豊島区案件

(1) 「女性の暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内について

(説明：男女平等推進センター 相談グループ主任)

質疑応答なし

(2) 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

(説明：生活衛生課 環境衛生係長)

質問 (委員)

ルールを破った際の罰則は強化されるのか。

回答 (環境衛生係長)

今までは指導のみだったが、業務改善、業務廃止、業務停止と、徐々に罰則を厳格にすることを見据えている。

質問 (委員)

協議の場を作るとあったが、協議で妥協できない場合はどうするのか。区が間に入ってく

れるのか。

回答（環境衛生係長）

区が間に入ることはできない。住民と事業者、お互い納得できるように協議していただきたい。

質問（委員）

町会加入の協議を実施する趣旨はなにか。

回答（環境衛生係長）

一部の町会から、町会加入の義務化を求める声が上がっており、何か町会と関与できる形がないか考えたうえで協議の場を実施することを提案した。

質問（委員）

事前説明は事業開始前か。何かトラブルがあったとき、町会の協議も同じく区は関与せず場のセッティングのみなのか。

回答（環境衛生係長）

事前説明は届出の前。町会との協議にも区は関与しない。

質問（副委員長）

事前説明会のエリアはどの範囲か。

回答（環境衛生係長）

周知義務のポスティングと同じ範囲で半径20mを考えている。

質問（委員）

民泊マークはついているのか。

回答（環境衛生係長）

家の前に張ることを義務付けしているが、貼っていないところがあれば連絡してほしい。

質問（副委員長）

ゴミ出しについて、ちゃんと管理しているのか。

回答（環境衛生係長）

ゴミは事業ゴミとして、業者と契約してゴミ出しをすることとなっている。しかし、区が監視できる体制は取れていない。

（3）区民活動推進課からのお知らせ

- ①町会セミナーについて
- ②災害時緊急連絡送信訓練について
- ③ポケット区政概要 2025 について

（説明：区民活動推進課 地域振興係長）

質疑応答なし

3. 町会連合会案件

（1）町連だよりについて

（説明：町会連合会事務局長）

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度 10月期 第六地区区政連絡会
事務局 (担当課)		西部区民事務所
開催日時		令和7年10月7日(火) 午前10時00分～11時10分
開催場所		長崎第三区民集会室
案 件		他機関案件 - 池袋消防署からのお知らせ【回覧・掲示物後日送付】 - 目白警察署からのお知らせ【掲示】 - 令和7年度区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】 豊島区案件 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 - 民泊条例改正のパブリックコメント実施について - 区民活動推進課からのお知らせ (1) 令和7年度 町会セミナーについて (2) 災害時緊急連絡送信訓練について (3) ポケット区政概要2025について 町会連合会案件 - 町連だよりについて
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	足立 憲昭 委員長（長崎三丁目町会） 三嶋 日出光 副委員長（千早一丁目町会） 土屋 光 委員（南長崎一丁目みどり会） 稲垣 英夫 委員代理（目白協和会） 池田 好雄 委員（西池袋四丁目町会） 蕪木 文昭 委員（長崎一丁目町会） 大山 誠一 委員（西池袋四丁目自治会） 樋口 富士雄 委員（長崎二丁目町会） 羽場 宏祐 委員（南長崎二丁目町会）
	説明者	池袋消防署 長谷川 長崎出張所長 目白警察署 山崎 警部補 目白警察署 須山 警部補 豊島健康診査センター 児玉 事務局長 豊島健康診査センター 大久保 総務課長 男女平等推進センター 和田 相談グループ主任 生活衛生課 田口 環境衛生係長 西部区民事務所 毛呂 地域振興係長 豊島区町会連合会 星野 事務局長
欠席	委 員	森田 晴久 委員（目白協和会） ※代理出席あり
	常 任 相談役	藤澤 愛子 北岡 あや子
		中山 よしと
	地区連 絡担当 課長	河野 地域公共交通担当課長
	事務局	藤田 区民部長 田中 西部区民事務所長
事務局		西部区民事務所 地域振興係員

質疑応答要旨

他機関案件

1. 池袋消防署からのお知らせ【回覧・掲示物後日送付】

（説明：池袋消防署 長崎出張所長）

質問（委員）

資料は後日送付とあるが、いつ頃届くのか。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

ポスターがまだ来ていないのと、町会ごとの必要部数をこれから仕分けするので、来週以降になると思います。

意見（委員）

今日受け取った他の資料の中に回覧物が一つあるので、できれば同じ時に回したい。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

お知らせとか資料がありましたら、なるべくまとめて回すように担当の方に伝えたいと思います。

意見（委員）

区政連絡会に合わせていただけるとこちらでも回覧が一回で済むが、期限のあるものは間際に回すと意味がなくなってしまう。

質問（委員）

長崎出張所は建て替えということで、仮出張所に移られてからずいぶん経ったと思うが、いつ頃元の場所に戻るのか。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

まもなく業者が決まるということで話を聞いております。業者が決まって工事日程とか完成時期が分かりましたら、皆様にお伝えできるようにしたいと思います。

質問（委員）

今の仮出張所は不便ではないのか。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

大通りには面しているのですが、道路の真ん中にガード柵があって出動する際には道路を回らなければいけないこともあるので、少し不便なところもあります。

質問（委員）

仮移転の際に、出動しやすいよう道路の中央のガード柵を取り除くことはできなかったのか。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

相談したのですが、仮出張所である期間は当初1年半から2年くらいだということと、出口前のガード柵を取り除くと、歩行者が渡ってしまったり車がUターンしたりすることもあり得るということで、叶わなかったというのが実情です。

質問（委員）

長崎・南長崎6丁目の方に行くときは、交差点まで来てUターンするのか。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

そうですね。Uターンします。

質問（委員）

仮出張所前の通行している車を止めて、出動しても良いのではないかな。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

あそこは、通行している車が信号で止まっていると消防車を動かせないので、回っていきます。

質問（委員）

仮出張所の位置だと、新宿方面への出動が多いのではないかな。

回答（池袋消防署 長崎出張所長）

落合地区には新宿消防署落合出張所もあるのですが、今の長崎出張所が現場に近い場合もあるので、そういうところはカバーしております。

2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】

（説明：目白警察署 警部補）

質問（委員）

自転車の窃盗が毎月多いが、発見されることは多いかな。

回答（目白警察署 警部補）

発見されることはあります。犯人が乗り捨てたものを遺留物で発見する場合や、警察官が見つけたら職務質問で見つける場合もあります。

質問（委員）

盗んだ犯人が捕まることはあるのかな。

回答（目白警察署 警部補）

もちろん、あります。

質問（委員）

検挙する割合はどのくらいかな。

回答（目白警察署 警部補）

数字的には把握はしていないのですが、毎月の職務質問期間中に警察官が活動していますので、犯人を見つけて自転車を持ち主に返すというケースはあります。

意見（委員）

「乗り捨て」ということでは窃盗の意思はないのだろうね。ちょっと借りていくという感覚だと思う。

回答（目白警察署 警部補）

一時的に借りるということであっても、窃盗ではあるので取り締まりは厳しく行っていきたいと思います。

質問（委員）

本日配られたタテ型のプレートはどのように使うのかな。

回答（目白警察署 須山 警部補）

用途は決まっていますがご自宅の門扉だとか、夜間で暗そうな場所だとかに貼っていただければと思います。

質問（委員）

「私も欲しい」という人がいたら、もらうことはできるのか。

回答（目白警察署 警部補）

在庫が無くなったので追加注文して、入荷したところで検討させていただきます。

3. 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について【回覧】

（説明：豊島健康診査センター 事務局長、総務課長）

質問（委員）

胸部ＣＴ検査と胸部Ｘ線検査ということだが、最初にＸ線検査を受けてそれでおかしいと思ったらＣＴ検査なのか、最初から「ＣＴ検査をお願いします」と言ったらＣＴ検査を受けられるのか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

セットなので、両方を同じ場所で受けられます。

質問（委員）

胃の内視鏡検査というのは理解できるのだが、胃のＸ線検査というのはどういうものか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

バリウムを飲んで検査するものです。

質問（委員）

私の知り合いの年配者に、飲んだバリウムが固まってしまい、排便できずに亡くなった方がいる。だから、バリウムを飲む検査にはお年寄は行かないのではないかと思うが、見解はどうか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

おっしゃるとおりです。お年寄りの方には、検査後に下剤を飲んで排便を確認してもらうということでお話しています。ただ、バリウムを飲むのが不安な方や、物忘れがひどくなってしまった方などにはお勧めしていません。

胃カメラでの検査を2年に一度、偶数年齢で受診できますから、それをきちんと受診していただきたいということを説明しています。

質問（委員）

胃部内視鏡検査というのは胃カメラ検査のことか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

そうです。

質問（委員）

それは麻酔をかけて行うのか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

麻酔は簡単でお口の中にスプレーするだけです。胃カメラは鼻から挿入するものと口から挿入するものを選択できます。

質問（委員）

バリウムを排出するのに苦労した思いがある。胃カメラも、若い頃は痛くて受けなかった。10年近く前から麻酔をかけて検査してくれる医院に通っているのだが、豊島区の内視鏡検査も麻酔をかけて行うのか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

豊島区の検査は麻酔をかけますし痛くありません。無料ですので、お受けいただきたいと思います。

質問（委員）

受診の対象者の区別を偶数年齢・奇数年齢で行っているが、この偶数年齢・奇数年齢は、カレンダーの1月から12月ではなくて、行政等で使われている4月1日から翌年の3月31日までという考えでよいか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

はい。「偶数年齢の方が対象」という場合、年度末の3月31日時点で偶数年齢になられる方ということです。

毎年4月に受診のチケットを配布していて、これが来れば分かるようになっています。

質問（委員）

私は今年80歳になったのだが、80歳になると検診の連絡が来ない。希望者は電話して申し込むと検査を受けられるということなのだが、なぜ80歳になると連絡が来なくなるのか。

回答（豊島健康診査センター 事務局長）

80歳以上の方は、いろいろな症状を持たれている方がいらっしゃいますので、連絡をいただいております。どういった検査を受けられるのかを確認して、受診していただくのが良いと思います。

例えば先ほどのように、エックス線のバリウムをいきなり飲むようなことになると困る場合がありますので、そういったことで80歳以上の方は、一度ご連絡をいただくようにしております。

豊島区案件

1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼
及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】

（説明：男女平等推進センター 相談グループ主任）

質問（委員）

「男性専門相談」というのはどういう内容のものか。

回答（男女平等推進センター 相談グループ主任）

男性の方の一般的なご家庭の悩みとかお仕事の悩みとか、いろいろなご自身のお悩みを電話で相談していただくというものです。

質問（委員）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは関係ないか。

回答（男女平等推進センター 相談グループ主任）

DVとは関係ないです。

質問（委員）

「にじいろ相談」というのはどういうものか。

回答（男女平等推進センター 相談グループ主任）

「にじいろ相談」というのは「性自認」とか「性的指向」、本人から「いま自分は女の体だけれど、気持ち的に女の人を好きになっちゃうな」とか「男っぽい気持ちで、自分の性と違和感がある」とか、あとは親御さんから「うちの子は女の子なのにお人形をあげても喜ばないけれど、電車とかの方がいいみたいで、なんか、ちゃんばらごっこじゃないけれど、そういうことばかりするから、もしかしたら…」というような相談について電話をいただいても、大丈夫なダイヤルになっております。

質問（委員）

医学的な相談が入ってくるような気がするが、お医者さんが対応されることもあるのか。

回答（男女平等推進センター 相談グループ主任）

医師は相談員の中にはいないのですけれども、ご自身がそういうことで悩んでいられたような方とか、LGBTQ（＝性的指向や性自認の多様性を表す言葉）の代表の方とか、そこで携わっているいろいろな経験をされた方・ご相談を受けられた方とかが、カウンセラーとして電話を受けてくださっております。その後、お医者さんに紹介をすることも可能です。

質問（委員）

男性や女性に関わらず、結婚したくないという人が増えてきているか。

回答（男女平等推進センター 相談グループ主任）

そういうご相談もございます。

質問（委員）

結構多いか。

回答（男女平等推進センター 相談グループ主任）

肌感覚で申し訳ないですけども、割合的には多い感じがいたします。

質問（委員）

例えば親御さんか「うちの子はなかなか結婚しないのだけれど、どうでしょうか」という相談はないのか。

回答（男女平等推進センター 相談グループ主任）

そういう相談もたまにございます。
基本的にはDVとか一般相談の方は、ご本人が電話を掛けてくることが多いので、ご本人から「結婚しようと思ってマッチングアプリサービスを利用したけれどいまいちだった」みたいな話を伺うことは多くあります。

2. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

（説明：生活衛生課 環境衛生係長）

質問（委員）

ある場所で、民泊施設ができるのかなと思ったら旅館業の許可が出ていた。「旅館業」と「民泊」はどう違うのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

法律が全く違うのですけれども「旅館業法」というのは昭和23年からある法律で、許可制になっています。「民泊」は届出制というかたちになっています。旅館業の場合は、民泊のように事前に周知をするというような義務を課していないかたちになります。

質問（委員）

ところが「〇〇旅館」とは書いていないけれど、そういうプレートが貼ってあるのだが、現地に行ってみると民泊と同じように、担当者が誰もいないような様子だった。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

民泊の法律ができた年に、旅館業法も大きく改正されています。それまでは旅館というのは「必ずフロントがなければいけない」「フロントがあってそこに人がいなければいけない」「そこを通過して部屋に入る」というところだったのですが、そこは改正されて、条件付きなのですけれども、必ずしもそこに人がいなくても旅館ができてしまうということになって、見た目は民泊と同じようなかたちになっているということです。

質問（委員）

そうすると、逆にそれが抜け道になる可能性もあるよね。今回、民泊は制限をかけるけようだが「うちは今度は旅館業になったので…」というような、旅館業が抜け道にならないような対応はどうか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

そういったご意見もあることを承知していますし、こちらもその辺は考えていて、旅館業についても規制の準備をしているところです。

意見（委員）

それをしないと、民泊がいつの間にかみんな旅館業になってしまうかもしれない。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

旅館の場合は「名称を外から分かりやすく掲示する」という義務がありまして、それはどちらかというと、お客さんが迷わずその旅館にたどり着くためのものになっているのです。

今考えているのは、旅館についてもフロントが無いような施設に関しては、表に標識を貼って連絡先を付けさせるというようなことを、検討段階ではあるのですが考えております。

質問（委員）

旅館業も民泊も、届出て許可を出すのは豊島区か。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

両方とも豊島区になります。旅館は許可制で、民泊は届出制です。

質問（委員）

でも、受け付けるのは豊島区だよね。いずれにしても許可を出しているわけだから、豊島区としての許可後の現場調査などの対応は、一カ所でも実施したことはあるのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

民泊については、苦情があった時に外向いて行くようなかたちになっています。旅館に関しては、巡回は毎年1回というかたちだったのですが、旅館数が増えてしまった今は2年に1回程度です。

質問（委員）

結局は苦情が来ないと、その間は動かないということだね。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

許可申請の施設に対しては、期間が長くなっておりますけれども、定期的に立ち入りはしています。民泊や届出施設に関しては、定期的な立ち入りというのはしていなくて、苦情とかがあったときに個別に対応するというかたちでやっているのが現状になります。

質問（委員）

苦情は月単位でどのくらい来るのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

令和6年度は年間120件程度だったので、月に10件程度はきているかと思います。

質問（委員）

かなり深刻な事件というのはあるか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

現場に行くとごみが山積みになっているとか、泊まっている方が大騒ぎして、近所の方が騒音で困ったという事例があります。

質問（委員）

民泊はうちの地域でも4カ所あって、いずれも中国人が経営しているようだ。行政は、どの民泊を外国人が経営しているという把握をしているのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

届出の際に名前とか国籍とかを書いていますので、経営者が日本人なのか、それ以外の方なのかというのは、把握はしています。

質問（委員）

外国人はどのくらいの割合か。私は中国人が気になるのだが。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

正確な数字はすぐには出ませんが、中国の方に限らず台湾や韓国ですとか、アメリカやドイツ国籍の方もいらっしゃいます。

質問（委員）

資料の中にある地図の、グリーンゾーンの範囲が分かりにくいのだが、第六地区はどのあたりか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

椎名町駅を中心にとすると、左側の縦に走っている部分が山手通りになるかと思います。西武線の椎名町の駅の周辺がピンク色、ここから山手通りにかけてピンク色になっていますが、大きな道路とか駅の近くはピンク色で、少し離れた緑色の部分が住居専用というかたちになります。

質問（委員）

緑色の部分は規制がかかるが、幹線道路の部分はOKということだね。営業できる期間は別として。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

旅館業をやる時に旅館業法の制限があって、住居専用地域と文教地区というところは営業ができないのです。それを参考にして、民泊についても旅館と同じように住居専用地域と文教地区、ここを制限するということになります。

質問（委員）

実際に7～8月とか12～1月となると、84日近くの営業日数になると思うが、こういう許可の中で民泊をやろうという人については、どの程度を見込んでいるのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

今、パブリックコメントを受け付けているところですが、事業者の方から反対の意見が結構来ています。そこについては84日営業というのをそのまま貫き通すということではなくて、まだ素案の段階ですので、事業者さんの言い分も考えて、日数についてはもう少し伸ばした方が良いのではないかというような意見も出ているところです。

住人側と事業者側の主張がそれぞれある中で、どこで折り合いをつけるかということが難しいのですが、その辺はいろいろな方々のご意見を聞きながら、ていねいに進めていくことになりました。

意見（委員）

地域によって反応の違いはあるよね。「もっと緩和しろ」というところもあるだろうし「もっと厳しくしろ」というところもあるだろう。

地図で緑色のところは「絶対に緩和してほしい」という部分だろうし、駅周辺だとか繁華街のところは「もっと広げた方が良くはないか」という住民の方だって多いと思うし、利害が絡んでくると思う。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

今のところ50件くらいの意見が上がっているのですが、住民の方からは改正案におおむね賛成の意見が来ています。肌感覚なのですが、住民の方からすると、近くに民泊施設ができることについて、歓迎される方はいないのかなという感じはしています。

質問（委員）

どんなにその地域が盛んになろうと、町会としては民泊は歓迎しない。話は変わるが、この「改正素案」はどこかでもらえるのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

豊島区のホームページに載っているのと、東・西の区民事務所、それから図書館、それから区役所の4階に行政情報コーナーというところがあって、そこに冊子を置いてあります。保健所の2階の生活衛生課の窓口にも置いてあります。

意見（委員）

前にも話したと思うがうちの町会で困っていることがある。道路から玄関まで狭い通路を通らなければいけない家を、あるお年寄りが買ったのだが「どうも住めない」ということで、民泊用に改装し、ある旅行予約サイトに管理・運営を任せてしまっているらしい。困ったことがあった際にその予約サイトに電話しても「当方は紹介するだけだ」ということになって、持ち主のところにたどり着くまでに時間がかかるらしい。通路幅が1メートルもないようなところに4〜5軒建っているのだが、外国人が朝からガラガラと荷物を引いて出入りするので、住民は気持ちが悪いと私に言ってくる。

そこは今の建築基準では家を建てられないような場所だ。そういうところに「どうして豊島区は民泊を許すのかな」と自分では思っている。その辺のところは、以降はないようにしていただきたい。また、町会として民泊は反対だ。それだけは言っておく。ゴミの問題とかもあるし、一番多いのは騒音の問題だ。

質問（委員）

それで、民泊の詳しい条例は知らないが、何か「2泊以上する」とかいう条例があるとか聞いたことがあるのだが、そんなことはないのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

民泊は一泊から可能です。

質問（委員）

我々の地域でも民泊が増えているのだが、ある民泊で持ち主にいろいろ質問したら、その施設を「民宿」というプレートに変えた。「民宿」と「民泊」はどういう違いがあるのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

「民宿」というのは法律用語ではありません。人を宿泊させる営業というのは「民泊」か「旅館」の2つになります。旅館業の許可を取っている施設で、それを「民宿」というような言い方をして営業しているところは、あるかと思います。

質問（委員）

それは許可が取りやすいのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

許可制なので取りやすくはないです。

質問（委員）

民宿という許可はあるのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

民宿という許可はないです。民宿というのは一般的な言い方です。

質問（委員）

それでは「民宿」は旅館の一部名称ということだね。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

そうです。旅館業というのは「旅館業法」というのが最初にあって、その中に「旅館・ホテル営業」というのと「簡易宿所営業」と「下宿営業」と、この3つしかカテゴリがないのですけれども、ただ「旅荘」とかいう施設で「民宿」という言い方をしている施設があります。法律用語ではなく、一般的な用語として使われています。

ただ、その辺りで、民泊もまた違うかたちになるのですけれども、見た目はちょっとわかりにくくなっているのかなという感じがします。

質問（委員）

そういうところは、プレートとか何かの標識を貼っているのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

旅館だと「旅館・ホテルの名称が分かるように掲示しなければいけない」という規定があるので、届け出ている旅館・ホテルの名称がどこかに掲げてあれば、掲示についてはOKというかたちです。民泊の場合は青い標識を貼って、何か問題があれば連絡先があって、そこに連絡したら、管理者はすぐに対応しなければいけないというかたちになっています。

旅館の場合は、先ほどお話ししたのですけれども、お客さん向けの考え方になっていて、お客さんが来た時に「ここは〇〇ホテルだな」と迷わずに入るために掲示するという考え方で、今まで来ているというところです。

質問（委員）

豊島区の受け取り方として、先ほど他の委員が言われた「民泊は大変迷惑で、いらない」という町会の認識は持たれているか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

持っています。

質問（委員）

それならなぜ民泊が増えていっているのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

一方で「事業者」というのもありますし、それから国の制度というのもあります。

質問（委員）

国の制度とは、どういうことを言っているのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

住宅宿泊事業法が制定されるにあたり、当時はオリンピック、それからインバウンドの増大というのを見越して「泊るところが足りない」というところで「住宅を活用して人を呼ぼう」というという政策が、まずあったというところです。

質問（委員）

法律の改正については国も少しは動いているよね。国が動かないと、東京都や豊島区は独自の条例は作りにくい。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

そうですね。法律の大枠があって、その中で条例を制定できるというかたちになっています。法律では、住宅宿泊事業法の第18条のところで「条例で定める」というのが書いてあり「区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる」と書いてあるのですけれども、書いてあるのはそれだけというところになります。

それで、豊島区としても大枠がある中で、住民の方からの苦情相談にどう対応していくのか、というところで今、いろいろな意見を聞いて知恵を絞って、改正の作業を進めているというところになります。

3. 区民活動推進課からのお知らせ

- (1) 令和7年度町会セミナーについて
- (2) 災害時緊急連絡送信訓練について
- (3) ポケット区政概要2025について

(説明：西部区民事務所 地域振興係長)

(1) 令和7年度町会セミナーについて

質問 (委員)

再周知するということは、町会セミナーはあまり人気がないのか。

回答 (西部区民事務所 地域振興係長)

申込期限があと1ヵ月くらいあるのですが、今のところ20人ほどの申し込みです。

意見 (委員)

私の経験だと、こういう講師の先生の話は町会が聴きたい内容に馴染まないことがある。こちらはNPO法人ではないし任意団体の会計だから、その中のルールで取り組めるのなら良いのだが。「一般常識として聞こうかな」というレベルではあるかもわからないけれど、期待はしていない。

先生のお話から、町会で何が問題なのか、こういう課題で会計的に悩んでいるとか、そういうことがあって話をしてもらいたいけれど、一般的な会計手法を言われても「そんなものは知っているよ」という話で終わってしまうのではないかなと思う。それともう一つは、申し込み期限が11月7日だから「まだいいや」という人も多いと思う。対処のひとつとしては、申し込み期限を早くしたほうが、みんな参加について考えると思う。

(2) 災害時緊急連絡送信訓練について

質問 (委員)

これに関連してだが、前町会長から引き継いだ「防災無線機」が私の家に置いてある。あれは今どういう位置づけになっているのか。

毎日夕方6時になると、なにかアナウンスが入ってくるが、豊島区としてあのシステムをどう認識しているのかなという気がする。システムを活用すれば災害時緊急連絡網はいらないのではないかな。両方で情報を流すというのは必要だろうけれど、あのシステムは全然話題になってこない。

回答 (西部区民事務所 地域振興係長)

去年もそういった意見があって、防災危機管理課にも問い合わせたのですが「しばらくはそのままにしておいてほしい」というような回答でした。

意見 (委員)

皆がスマホを持っている時代だし、連絡手段も多様化している。だから「防災無線機はいらない」というのなら、回収してしまえばいいような気がするのだが、機器を預かった方としては「これをどうするのだろうか、次の町会長に渡していくのだろうか」と悩んでしまう。担当部署に言っておいてほしい。

町会連合会案件

1. 町連だよりについて

(説明：豊島区町会連合会 事務局長)

質疑なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度 10月期 第七地区区政連絡会（オンライン会議）
事務局 （担当課）		西部区民事務所
開催日時		令和7年10月14日（火） 午前10時00分～10時55分
開催場所		南長崎第四区民集会室
案 件		他機関案件 - 池袋消防署からのお知らせ【回覧・掲示物後日送付】 - 目白警察署からのお知らせ【掲示】 - 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について【回覧】 豊島区案件 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 - 民泊条例改正のパブリックコメント実施について - 区民活動推進課からのお知らせ （1）令和7年度 町会セミナーについて （2）災害時緊急連絡送信訓練について （3）ポケット区政概要2025について 町会連合会案件 - 町連だよりについて
公開の可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	田中 英治 委員長（南長崎六丁目町会） 西條 敬子 副委員長（南長崎五丁目町会） 河原 弘明 委員（南長崎三丁目北部町会） 小出 幹雄 委員（南長崎三丁目南部町会） 高橋 巖 委員（南長崎四丁目町会）	
	説明者	池袋消防署 長谷川 長崎出張所長 目白警察署 山崎 警部補 目白警察署 須山 警部補 目白警察署 久家 警部補 豊島健康診査センター 大久保 総務課長 清水 男女平等推進センター所長 水野 生活衛生課長 田中 西部区民事務所長 豊島区町会連合会 星野 事務局長	
	常 任 相談役	垣内 信行 宮崎 けい子	
	地区連 絡 担当課	鈴木 学務課長	
	欠席	常 任 相談役 ふま ミチ	
事務局		区民部長 西部区民事務所 地域振興係長 地域振興係員	

質疑応答要旨

他機関案件

1. 池袋消防署からのお知らせ【回覧・掲示物後日送付】

（説明：池袋消防署 長崎出張所長）

質疑なし

2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】

（説明：目白警察署 警部補）

回答（目白警察署 警部補）

9月の区政連絡会でご質問いただきました横断歩行者保護のことですが、あの時のご質問は「ご自身が車を運転されているときに、横断歩道で歩行者に通行を譲られたらどうしたら良いか」ということだったと思うのですが、警察としての回答は「あくまでも歩行者が優先」ということになります。

例えば、歩行者側がドライバーの方に「どうぞ、私はいいですから車の方が先に行って…」というようなアクションをされる場合は当然あり得ると思うのですが、そうすると歩行者の方というのは「横断歩道を渡ろうとする歩行者」ということではなくなります。

そういった状況の中で、車が先に通過されるということは問題はないのですが、ただそれを警察として「通行を譲られたら進んでも良い」と明言はできないのです。それなので警察としての回答は「あくまでも歩行者が優先」ということになります。

いろいろな状況がありますので、そこに明確な線引きができません。渡ろうとしているのか譲ろうとしているのか、それは当事者同士のやり取りにかかる部分が大きいので、回答としては「ドライバーの方はまず歩行者を優先してください」という回答になります。よろしくお願いします。

質問（委員）

今お話しいただいたのだが、その辺の警察の方の共通認識が取れているのかが問題だと思う。その場にいらっしゃる警察官の方がどう判断されるか、そこが統一されて対応していただけるか、そこが問題だと思うのだが、そのあたりは大丈夫だろうか。

回答（目白警察署 警部補）

取締りの方法としては、本部の交通執行課から各警察署に細かい指示があって、統一の見解のもとで進めるというかたちになっております。そのようにご理解いただければと思います。

3. 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について【回覧】

（説明：豊島健康診査センター 総務課長）

質疑なし

豊島区案件

1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼 及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】

（説明：男女平等推進センター所長）

質疑なし

2. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

（説明：生活衛生課長）

質問（委員）

新規開業に対しての規制ということだが、従来の業者は今までと同じように年間を通して民泊を営業できることになるのか。

回答（生活衛生課長）

説明資料の2ページ目の「2）区域と期間の制限」のところで、期間の制限についてですが「夏休みと冬休みにしか営業できない」というものは、これから開業する施設に限らず全ての既存の施設にも適用します。その上で区域の制限についてですが、地図上で緑色に塗ってあるところについては「新規開業ができない」区域として制限をかけます。

今まで苦情とかトラブルを発生してきた原因は既存の施設の部分にあるので、そういった方々にも適用させて制限をかけていくといった内容になります。

質問（委員）

「民泊」と「旅館業」の違いが、まだ明確にできていない感じだ。外見から見てわからないのだが、規制というか、どういうかたちでそれを明確にしていくのか考えているか。

回答（生活衛生課長）

民泊の施設は、青色で「住宅宿泊事業（民泊）」を表す家のイラストが書いてある標識が、玄関の扉なり集合住宅のポストに貼られていますので、外見上その標識があることで、見分けられるようになっていきます。

ただ、おっしゃられるとおり「旅館業」については、周辺の地域の皆様にお知らせするという立て付けではなくて、お泊まりに来る客に分かれれば良いというところで、昔のように「〇〇旅館」とか「〇〇ホテル」のような名称が使われない傾向にあり、おしゃれなアルファベットだったりカタカナ名だったりするので、外見上分かりづらいかたちになっています。

ですので豊島区でも、民泊の「標識交付住宅一覧」と「旅館業法許可施設一覧」というのをホームページで公開して、問い合わせがあった際には区別ができるかたちをとっております。

質問（委員）

旅館業の場合は、カギの受け渡しをキーボックスを使って行うというのは大丈夫なのか。

回答（生活衛生課長）

旅館業の場合でも、フロントがない場合は対面でカギを受け渡しするというルールになっています。もしそういうことが行われている場合は、豊島区に通報いただきたいと思います。

先ほどの資料の一番下に、問い合わせ先の電話番号が記載されていますので「〇〇の施設でキーボックスを使ってカギの受け渡しが行われている」と通報していただければと思います。

質問（委員）

最近の民泊は結構町会とも話し合いを行って開業しているが、それ以前に、豊島区に届け出ずに営業している民泊がある。そういう施設への対応はどうしたら良いのか。

回答（生活衛生課長）

豊島区を通していないということは、違法で民泊を行っているということでしょうか。その場合は調査しますので、場所が分かっているのでしたら先ほどの資料の電話番号に「〇〇の場所で違法民泊の疑いがある」と、ご連絡いただければと思います。

質問（委員）

この改正条例案が成立することを見越して駆け込みで届出が出た場合に、豊島区はどのような対応をしていくのか。

回答（生活衛生課長）

当然、駆け込みというのも想定されるのですが、既存施設にも実施できる期間の制限が一律にかかってきますので、あまり駆け込んでこないのではないかと思います。相当厳しい条件になっていますので、駆け込むメリットがないと考えています。

12月の議会で議決いただけたら、先ほどの手続ルールの強化は、すぐに適用しようと思っています。

区域と期間の制限は周知期間が必要ですので、仮に12月に議決ということになれば適用は来年の7月を考えているのですが、**「3）手続ルールの強化」**の部分は、12月で議決いただいて条例改正の公告を行えば、即日適用というかたちになります。説明会を開催しながらということになりますので、駆け込みで届出されるというのはあまり想定していません。

質問（常任相談役）

第7地区に関わる対象地域を地図で説明してもらいたいのだが。緑色の地域は規制がかかる区域で、規制がかからないのはピンク色で塗っている部分と黄色の部分か。「大和田通り」沿いと「ときわ荘通り」沿いと東長崎の駅の周辺、ここは規制の対象にならないと理解してよいか。

回答（生活衛生課長）

2つのポイントがあります。一つ目は「夏休みと冬休みのみ営業していいですよ」というのが、区内全域に平等にかかるということです。二つ目は、地図で緑色に塗ってあるところは「新たに民泊を始めることができません」といった内容になっているということです。ですので、今ある施設にも「夏休みと冬休みのみ」という規制がかかるということです。

質問（常任相談役）

第7地区の具体的なエリアについて、説明をお願いしたい。

回答（生活衛生課長）

第7地区ということだと、東長崎駅の周辺がピンク色に塗られていますが、ピンク色と黄色のところは条例改正後も届出はできるということになります。緑色に塗ってあるところが「新規の届出はできません」といった内容です。そして区内全域では「夏休みと冬休みしかできません」という内容です。

3. 区民活動推進課からのお知らせ

- （1）令和7年度町会セミナーについて
- （2）災害時緊急連絡送信訓練について
- （3）ポケット区政概要2025について

（説明：西部区民事務所長）

質疑なし

町会連合会案件

1. 町連だよりについて

（説明：豊島区町会連合会 事務局長）

質疑なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度 10月期 第八地区区政連絡会	
事 務 局 (担当課)		西部区民事務所	
開催日時		令和7年10月8日(水) 午前10時00分～11時15分	
開催場所		西部区民事務所 2F会議室	
案 件		区内関係機関案件 1. 池袋消防署からのお知らせ【回覧・掲示物後日送付】 2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】 3. 令和7年度区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】 豊島区案件 1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における DV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 2. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について 3. 区民活動推進課からのお知らせ (1) 令和7年度 町会セミナーについて (2) 災害時緊急連絡送信訓練について (3) ポケット区政概要2025について 町会連合会案件 1. 町連だよりについて	
公開 の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	

出席者	委 員	青柳 徳俊 委員長(長崎五丁目町会) 今井 敬二 委員(長崎四丁目町会) 川田 隆男 委員(千早三丁目町会)	柿沼 正昭 副委員長(要町三丁目町会) 東 明男 委員(千早二丁目町会) 武内 千鶴子 委員(千早四丁目町会)
	説明者	池袋消防署 神田 高松出張所長 目白警察署 山崎 警部補 豊島健康診査センター 児玉 事務局長 男女平等推進センター 和田 相談グループ主任 田中 西部区民事務所長	目白警察署 須山 警部補 豊島健康診査センター 大久保 総務課長 水野 生活衛生課長 星野 豊島区町会連合会事務局長
欠席	委 員	長澤 温康 委員(長崎六丁目町会)	
	常 任 相談役	有里 真穂	
	地区連絡 担当課長	五十嵐 行政経営課長	
事務局		区民部長	
		西部区民事務所 地域振興係長	地域振興係員

質疑応答要旨

【他機関案件】

1. 池袋消防署からのお知らせ

(説明：池袋消防署 高松出張所長)

質疑なし

2. 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補)

質問 (委員)

防犯カメラのプレートは、カメラの真下に貼らなくてもいいのですか。

回答 (警部補)

はい、何処でもいいです。

質問 (委員)

プレートの追加は、出来ますか。

回答 (警部補)

現在、在庫がないので、これから追加発注をしますので、対応は遅くなりますが、追加注文は受けます。

質問 (委員)

申し込むのですか。

回答 (警部補)

後日、追加注文を目白警察にご連絡頂きたいです。

質問 (委員)

プレートの件は、商店街にも防犯カメラがあるのですが、商店街にも連絡がいらいますか。

回答 (警部補)

連絡していません。

意見 (委員)

では、商店街にも話をして追加します。

質問 (警部補)

特殊詐欺の件で、豊島区管内で被害は、4億4～5千万円位の被害があったという事です。目白署は、5,000万円位という事は、池袋や巣鴨の方が被害が多いという事です。

回答 (警部補)

目白署は、3署で一番数が少ないです。今後は分かりませんが、今の段階では少ないです。昨年は、すごく多かったのですが、今年は減ってきています。皆様のお陰と思っております。ただ、金額的には高いですね。

3. 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について

（説明：豊島健康診査センター 事務局長

意見 （委員）

がん検診が無料というのは、他の区はなくて、豊島区はすごいと言われます。

回答 （豊島健康診査センター 事務局長）

はい、是非受けて頂きたいと思います。

質問 （委員）

肺がん検診は、偶数年齢ですね。

回答 （豊島健康診査センター 事務局長）

CT検査は偶数年齢ですが、X線検査は毎年受けられます。

質問 （委員）

来年度のチケットは、4月に配布ですよ。

回答 （豊島健康診査センター 事務局長）

今年度のチケットは3月迄ですので、受けていない方は、是非受けて下さい。

【豊島区案件】

1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び
男性相談・にじいろ相談の案内

（説明：男女平等推進センター 相談グループ主任）

質問 （委員）

男性専門相談は、あるのですか。

回答 （男女平等推進センター 相談グループ主任）

月に1件位あります。また、ポスターだけではなく、男性相談と虹色相談のカードもありますので、ご希望があればご連絡下さい。

2. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

（説明：生活衛生課長）

質問 （委員）

規制がかかる区域の地図、自分の町会がどの辺なのか、非常にわかりづらいです。

回答 （生活衛生課長）

町会の位置は、わかりづらいですが、地図のピンクの部分は、商業地域で商店街があり、新たに民泊の事業が可能です。日数の制限がありますので、参入がやりにくくなると思います。

質問 （委員）

これは、令和8年度からですよ。緑の地域に新たに民泊が出来た場合、区が認めてないということですね。

回答 （生活衛生課長）

そうです。その適応日をどうするかという事です。

質問 （委員）

それでも民泊を作った場合は、取り締まるのですか。

回答 （生活衛生課長）

はい、それは違反になりますので、警察に連絡します。

質問 （委員）

この都市計画の地図は、どこかにあるのですか。

回答 （生活衛生課長）

行政情報コーナーで1,000円で売っています。また、区のホームページで見ることが出来ます。都市計画図になります。

質問 （委員）

この地図は、欲しいのでお願いします。

回答 （生活衛生課長）

調整して、都市計画課に伝えます。

意見 （委員）

なんとなくは分かります。道路から20m位は、民泊ができて、緑の部分については、規制がかかり、新規に開設は、難しいという事ですが、うちの町会は、と言われると分かりにくいですね。

回答 （生活衛生課長）

緑の部分の民泊は、残ります。ただ、期間の制限がかかるので、そのままやるのか、撤退するのかという事になります。

質問 （委員）

既存の所は、残るのですか。

回答 （生活衛生課長）

そこに駄目ですとは言えないのですが、期間の制限はかかります。

質問 （委員）

民泊についてご意見を下さいとの事ですが、締め切りまで1週間しかないですよ。この期間では無理ですよ。

回答 （生活衛生課長）

出来る限りで結構ですので、ご協力よろしくお願いします。

質問 （委員）

条例ですので、スケジュールがあるのでしょうか。

回答 （生活衛生課長）

現在、第3回の定例会ですが、次の第4回の定例会に上げていきますので、年内には、条例が議決されれば施行します。適用日を7月頃にします。早くやらないと、どんどん後ろにいつてしまうので、出来るだけ早くやりたいと思っています。

質問（委員）

できてしまったところは、しょうがないという事ですね。

回答（生活衛生課長）

既存の所は、制限をかけます。駆け込みで開設されても日数の制限があります。

質問（委員）

出来る期間は、夏休みと年末、年始だけになりますね。営業的には、どうなのですかね。

回答（生活衛生課長）

事業者からは、84日では厳しいとの意見をもらっていますので、その辺のバランスを取りながらという形です。区としては、皆さんの生活環境を悪化させてまで、民泊を推進する立場ではないです。あくまでも皆さんの生活が第一です。それがあって、初めて事業が出来るという形です。

意見（委員）

民泊事業者に連絡しても繋がらないという事や、中々現地に来ない事が多いです。

回答（生活衛生課長）

そういった事実を区の方に連絡頂きたいです。区の方で切符を切っていきます。

意見（委員）

うちの方は、近くにコンビニがあるので、コンビニは潤っていますよね。民泊の掃除に来る人がいて、苦情を言ったらドア開けて、紙が貼ってあって「ここに連絡してくれ」と言われました。鍵でドアを開けないと連絡先が分からないですよ。

回答（生活衛生課長）

標識は、貼ってないですか。

意見（委員）

貼ってないです。標識は、ないです。

回答（生活衛生課長）

もしかすると、同じ場所に民泊と旅館、ホテル営業をしているかもしれないです。民泊は、青い標識です。旅館とホテルは、旅館業法の法律で旅館の名称があります。旅館の連絡先は、宿泊者用の連絡先です。民泊は、問題が起こった時、地域の皆様からの苦情受付の体制を取る為の連絡先です。ドアの内側の連絡先は、宿泊者の為の連絡先だと思われます。旅館、ホテルは、365日稼働しているので、真面目にやります。民泊よりは、苦情の件数は、かなり少ないです。

質問（委員）

ホテルの名称は、出さなくていいのですか。

回答（生活衛生課長）

名称は、出ているはずですが。最近の名称は、おしゃれっぽくなっていて、はたから見てもホテルとは、わかりづらいです。名称というのは、泊まる人が分かればいいのです。旅館業法と民泊は、違うので我々も分かりづらいです。

質問（委員）

建物の一部だけがダメなエリアにかかっている場合は、許可が出るのですか。

回答（生活衛生課長）

建物、敷地の一部が、駄目なエリアにかかっている場合は駄目になります。

5. 区民活動推進課からのお知らせ

（1）令和7年度 町会セミナーについて

（2）災害時緊急連絡送信訓練について

（3）ポケット区政概要2025について

（説明：西部区民事務所長）

質疑なし

【町会連合会案件】

1. 町連だよりについて

（説明：豊島区町会連合会事務局長）

質疑なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第九地区区政連絡会		
事 務 局 (担当課)		西部区民事務所		
開催日時		令和7年10月9日（木） 午前10時00分～10時50分		
開催場所		西部区民事務所 2F会議室		
案 件		区内関係機関案件 1. 池袋消防署からのお知らせ【回覧・掲示物後日送付】 2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】 3. 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について【回覧】 豊島区案件 1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における DV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 2. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について 3. 区民活動推進課からのお知らせ （1）令和7年度 町会セミナーについて （2）災害時緊急連絡送信訓練について （3）ポケット区政概要2025について 町会連合会案件 1. 町連だよりについて		
公開 の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		

出席者	委 員	和田 健男 副委員長（要町二丁目町会） 吉田 雅明 委員（高松一丁目町会） 島津 仁美 委員（千川一丁目町会）	織田 盛男 委員（要町一丁目町会） 田口 芳民 委員（高松三丁目町会） 大槻 正臣 委員（千川二丁目町会）
	説明者	池袋消防署 神田 高松出張所長 目白警察署 山崎 警部補 豊島健康診査センター 児玉 事務局長 清水 男女平等推進センター 所長 西部区民事務所 毛呂 地域振興係長	目白警察署 須山 警部補 豊島健康診査センター 大久保 総務課長 生活衛生課 田口 環境衛生係長 星野 豊島区町会連合会事務局長
欠席	委 員	塚田 義信 委員長（高松二丁目町会）	
	常 任 相談役	小林 ひろみ 西崎 ふうか	辻 薫 原田 たかき
	地区連絡 担当課長	今井 高齢者福祉課長	
	事務局	区民部長	
事務局		西部区民事務所 地域振興係長	地域振興係員

質疑応答要旨

【他機関案件】

1. 池袋消防署からのお知らせ

（説明：池袋消防署 高松出張所長）

質疑なし

2. 目白警察署からのお知らせ

（説明：目白警察署 警部補）

質問（委員）

町会の防犯カメラを設置しようと思っておりますが、警察への届は必要ですか。

回答（警部補）

検討しますが、事前にお知らせ頂けると有り難いです。

意見（委員）

ダブったりしたりしない様に、出来れば設置場所については、目白警察に相談された方がいいと思います。

質問（委員）

自転車盗の32件は、自転車のバッテリーも含まれているのですか。

回答（警部補）

バッテリーは、別になりますので、純粹に自転車が盗まれたという事です。次回に昨年の暮れの防犯的な事を掘り下げて、お話をさせて頂きたいと思います。

3. 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について

（説明：豊島健康診査センター 事務局長）

質問（委員）

現在、受診は、何%位ですか。

回答（事務局長）

胃がん検診が21%で、肺がん検診が14%です。4月にチケットを送っていますので、忘れてられるのかなと思います。受けられていない方は、是非受けて頂きたいと思います。

【豊島区案件】

1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び
男性相談・にじいろ相談の案内

(説明：男女平等推進センター所長)

質疑なし

2. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について

(説明：生活衛生課 環境衛生係長)

質問 (委員)

この地図を見ると、第9地区は、ほとんど規制がかかっていますが、今までの民泊施設はどうなるのですか。

回答 (環境衛生係長)

既存の施設に関しては、これから増やさないという考え方です。

質問 (委員)

既存の施設は、夏と冬休みだけという話がありましたが、今まで通りですか。

回答 (田口 環境衛生係長)

日数に関しては、既存の施設についても適用します。

質問 (要町二丁目町会 和田 副委員長)

緑色の所は、かなり規制がかかる様ですが、高松一丁目、要町一丁目の一部の黄色の部分は、期間の制限がかかるという事ですか。

回答 (田口 環境衛生係長)

期間の制限は、全域でかかります。緑色の部分は、新規開設を認めないです。緑色の住居専用地域は、ホテルや旅館業は、元々やってはいけない地域です。それを参考にして民泊施設にも適用する考え方です。

質問 (要町二丁目町会 和田 副委員長)

黄色の地域は、業者が期間の制限があっても、申請があれば、認めるという事ですね。

回答 (田口 環境衛生係長)

駅の周辺や主要幹線道路が商業地域ですので、地域の制限は、設けないです。

質問 (千川二丁目町会 大槻委員)

営業期間が84日ですよね。商売としては、成り立たないので、いづれ無くなると思いますが、罰則規定はあるのですか。

回答 (田口 環境衛生係長)

日数の制限に応じなかった場合、段階を踏んだ形になります。まずは、業務改善命令で、それでも従わなければ停止命令、次に廃止命令が出せる事になります。区として今までは、指導という事でやってきましたが、今後は、停止、廃止命令を見据えて考えています。他の自治体では、業務改善命令を出していますので、その辺は厳しくやっていきたいと考えています。

質問（要町一丁目町会 織田委員）

民泊を始める時は、町会長に告知義務があるのですか。

回答（田口 環境衛生係長）

事前周知という事です。

質問（要町一丁目町会 織田委員）

町会長には、権限がないですね。トラブルがあった場合は、役所に報告すればいいですね。

回答（田口 環境衛生係長）

はい、連絡頂ければ事業者に対する指導を致します。

質問（要町二丁目町会 和田 副委員長）

この条例は、いつからですか。

回答（田口 環境衛生係長）

第2回の検討会が10月の最終週にあって、そこで改正案を纏めて、11月に第4回定例会で議案を上程して、議会で審議して12月上旬に可決されれば、来年の7月から施行するというスケジュールになっています。ただ、業者からの反対の意見がでています。84日間を延ばすという話も出ています。テレビ局、新聞社、雑誌社からも意見が来ています。それら纏めて、議会で審議していきます。

質問（要町二丁目町会 和田 副委員長）

他の23区の中で84日間を出している区はありますか。

回答（田口 環境衛生係長）

日数的には、一番厳しいです。

質問（高松一丁目町会 吉田委員）

学校周辺は、民泊対象地域になっていますが、ここを除外しようという意見を出す事は、出来るのですか。規制を変える事は出来るのですか。

回答（田口 環境衛生係長）

旅館業法により、住居専用地域は、住居しか出来ない、豊島区の文教地区は、2ヵ所ありまして、西池袋の立教大学、目白の学習院大学の周辺は、制限となっています。他の学校は、その地域が住居専用地域ではない所は、制限の対象にならないです。

今、パブリックコメントをやっている最中ですので、コメントとして多く寄せて頂ければと思います。

5. 区民活動推進課からのお知らせ

- (1) 令和7年度 町会セミナーについて
- (2) 災害時緊急連絡送信訓練について
- (3) ポケット区政概要2025について

(説明：西部区民事務所 毛呂地域振興係長)

質疑なし

【町会連合会案件】

1. 町連だよりについて

(説明：星野 豊島区町会連合会事務局長)

質疑なし

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第10地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和7年10月2日(木) 午後2時～3時00分	
開催場所		駒込地域文化創造館	
案件		関係機関案件 (1) 豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 (2) 巣鴨警察署からのお知らせ 【回覧】 (3) 令和7年度区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】 豊島区案件 (1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV相談啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 (2) 民泊条例改正のパブリックコメント実施について (3) 駒込中学校の建替えに関するアンケートについて (4) 区民活動推進課からのお知らせ ① 町会セミナーについて ② 緊急時連絡網訓練実施結果について ③ ポケット区政概要2025について 町会連合会案件 (1) 町連だよりについて	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	小川 幸雄 委員長(駒込二丁目親和会) 亀田 眞一 委員(駒込三丁目町会) 小林 修司 委員(染井よしの町会) 竹之内 一仁 委員(駒込六丁目東文化会) 高野 好昭 副委員長(駒込七丁目町会) 鈴木 代理(駒込第一町会)	
	常 任 相談役	さくま 一生	
		豊島消防署 高橋巣鴨出張所長 巣鴨警察署生活安全課 上村警部補 豊島健康診査センター 児玉 事務局長 男女平等推進センター 森田相談係長	

		水野 生活衛生課長 学校施設課 上住 学校施設管理係長 東部区民事務所 山川地域振興係長 星野 町会連合会事務局長
	区	藤田 区民部長
	地区担当課 長	
欠席者	委 員	
	常 任 相談役	片岡 きょうこ
	区	長澤 施設計画担当課長 高桑 東部区民事務所長
事務局		東部区民事務所 山川・林田
質疑応答要旨		
関係機関案件		
1. 巣鴨消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 (説明: 豊島消防署 巣鴨出張所長)		
(質疑なし)		
2. 巣鴨警察署からのお知らせ 【回覧】 (説明: 巣鴨警察署生活安全課 警部補)		
意見（委員） 詐欺が少なくなる。ない。 回答（警部補） 逮捕しても新しい詐欺が発生する。総力をあげて頑張る。 意見（委員） デジポリスは高齢者には難しい。 回答（警部補） QRコードで使用しやすくなっている。ご家族や警察でも支援をする。 質問（委員） 国際電話番号ブロックシステムとは、どのようなものか。 回答（警部補） これから始まるサービスのため12月以降の区政連絡会で詳細を説明する。		
3. 令和7年度区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】 (説明者: 豊島健康診査センター 事務局長)		
質問（委員） すでに届いている検診チケットの件でよろしいか。		

回答（事務局長） その通り。あらためての案内である。
豊島区案件 1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 （説明者：男女平等推進センター 相談係長）
質問（委員） 男性相談専用ダイヤルとは、どのようなものか。 回答（相談係長） 男性の持つ悩みであれば何でも。奥様からのDV・離婚による養育費の相談等。 質問（委員） 相談したことで、よりDVがひどくなるケースはあるのではないか。 回答（相談係長） 相談していることは口外しない。秘密厳守である。 質問（委員） 精神暴力は多いのか。 回答（相談係長） モラハラは多い。経済的にも自由にお金が使えない等がある。 質問（委員） 相談件数は、どのくらいあるのか。 回答（相談係長） 相談のみで700件以上（区内の件数）。
2. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について （説明：生活衛生課長）
質問（委員）ごみ、騒音。話が通じない。という問題がある。今後は、間に区が入ってくれるということか。 回答（生活衛生課長）今までは指導だった。今後は改善命令や停止命令等厳しく対応していく。 質問（委員）考えられない事件が起こる。自分の駐車場だと嘘をついて駐車場を利用していることもある。マンション内にキーボックスを勝手に設置して民泊を始めているケースがある。キーボックスは強制的に撤去していいのか。 回答（生活衛生課長）マンションの組合の判断で対応することになる。まずは張り紙等で注意喚起してほしい。 質問（委員）提出書類の通りに実施されているか区で確認しているのか。 回答（生活衛生課長）「許可」ではなく「届出」の場合、書類が整っていれば問題ない。 意見（委員）許可制にしないと解決しない。
3. 駒込中学校の建替えに関するアンケートについて （説明：学校施設課 学校施設管理係長）
質問（委員）最大10名の理由はあるのか。

回答（学校施設管理係長）紙だと最大10名ということ。QRコードでは人数制限ができない。回答いただければ10名以上でも構わない。

質問（委員）学校の保護者は、保護者用のアンケートが用意されているのか。

回答（学校施設管理係長）その通り。今回は町会用である。

4. 区民活動推進課からのお知らせ

- ① 町会セミナーについて
- ② 緊急時連絡網訓練実施結果について
- ③ ポケット区政概要2025について

（説明者：東部区民事務所 地域振興係長）

（質疑なし）

町会連合会案件

1. 町連だよりについて

（説明者：町会連合会事務局長）

（質疑なし）

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第11地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年10月10日（金） 午前10時00分～11時05分
開催場所		池袋本町第2区民集会室
案件		1. 他機関案件 （1）池袋消防署からのお知らせ （2）令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について 2. 豊島区案件 （1）「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター 掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内 （2）区民ひろば池袋本町の仮移転について （3）民泊条例改正のパブリックコメント実施について （4）区民活動推進課からのお知らせ ①町会セミナーについて ②災害時緊急連絡送信訓練について ③ポケット区政概要2025について 3. 町会連合会案件 （1）町連だよりについて
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	榊原 清 委員長（池袋本町二丁目町会） 小山 貞男 副委員長（池袋本町親和町会） 高井 徳朗 委員（池袋本町南町会） 河西 代理委員（池袋本町末廣町会） 黒沢 邦夫 委員（池袋本町中央町会） 寺門 孝史 委員（池袋本町宮元町会） 米山 和英 委員（池袋本町四丁目町会）

	説明者	池袋消防署 三瓶 地域防災安全係長 豊島健康診査センター 児玉 事務局長 清水 男女平等推進センター 所長 小倉 地域区民ひろば課長 水野 生活衛生課長 田邊 区民活動推進課長
	常 任 相談役	泉谷 つよし、井上 こういち
	地区担 当課長	宇野 マンガ・アニメ・トキワ荘担当課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
欠席者	委 員	有賀 雅雄 委員 (池袋本町一丁目町会) 藤沢 吉康 委員 (池袋本町末廣町会)
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・高橋

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 池袋消防署からのお知らせ

(説明：池袋消防署 地域防災安全係長)

質疑応答なし

(2) 令和7年度区民がん検診（胃がん・肺がんなど）の再勧奨について

(説明：豊島健康診査センター 事務局長)

質問（委員）

チケットが来た人が対象か。

回答（事務局長）

4月に対象者にチケットが届いた人が受けられる。チケットをなくしてしまっても再発行できる。

2. 豊島区案件

(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内

(説明：男女平等推進センター 所長)

質疑応答なし

(2) 区民ひろば池袋本町の仮移転について

(説明：地域区民ひろば課長)

質問（委員）

旧文成小学校は鍵がかかっているが、入り口は北側の正門になるのか。

回答（地域区民ひろば課長）

北側から入れるようになる。南側は統計調査グループやNPO等が使っているため出入り口を分けるが、両方とも開く。

質問（副委員長）

仮施設利用の際の予約は、11月からできるのか。どこに連絡したらいいのか。区民集会室は今後も抽選なしで利用できるのか。

回答（地域区民ひろば課長）

区民ひろばの電話番号は変わらないので、予約できる。区民集会室は11月には使えなくなる。文成小学校に区民集会室を作らず、夜間の貸付できない。町会優先になるので今後も抽選はない。

質問（副委員長）

文成小学校の正門はもともと北口だった。国勢調査の門は南門だが、調査員などが困惑するため確認してほしい。

質問（委員）

区民ひろばは土日休みか。

回答（地域区民ひろば課長）

休館日は不規則。

質問（委員長）

サークルには説明したのか。荷物はどうするのか。

回答（地域区民ひろば課長）

サークルには説明済み。備品は新しい施設に移す。

質問（代理委員）

区民ひろばの機能は、区民集会室以外はすべて移動するのか。人は長い間いるのか。

回答（地域区民ひろば課長）

すべて移動する。職員は5時まで常駐する。

質問（委員長）

仮施設はいつまでか。

回答（地域区民ひろば課長）

いつまで使用するかは決まっていない。

（3）民泊条例改正のパブリックコメント実施について

（説明：生活衛生課長）

質問（委員）

現行のルールは事業者に認知・明記されているのか。現在も問題が起これ続けているのは、現行のルールに対しての罰則などがないことも原因ではないか。届け出等の証拠を町会等で確認できない。

回答（生活衛生課長）

現行のルールは明記して事業者に渡している。

質問（委員）

今現状起こった問題はどうすればいいのか。

回答（生活衛生課長）

我々も今対応があまりできていない。今後は、新宿区のように指導のみでなく、処分を行っていく方針である。

質問（副委員長）

罰則規定は特になのか。

回答（生活衛生課長）

現状は指導のみだが、今後は業務改善命令、業務停止、廃止命令を出す予定。

質問（副委員長）

100万円以下の罰金の罰則は当てはまるのか。また、商業区域の中でも学校が近いエリアや住宅地もある。いずれ全部の地域に規制をかけてほしい。

回答（生活衛生課長）

100万円以下の罰金は旅館業法違反の罰則なので、民泊には当てはまらない。準工業地域については、現状住宅地として土地利用されていることも認識している。こちらも準工業地域は範囲に入れるべきだと考えている。

質問（代理委員）

知らない間に民泊になっている場所の把握についてはどうなっているのか。

回答（生活衛生課長）

我々は通報されないと把握できないので、違法に見える民泊を見つけたらすぐに電話してほしい。

質問（代理委員）

違法民泊だと思われる通報してほしいポイントはあるのか。

回答（生活衛生課長）

青い民泊ステッカーやホテル・旅館としての名称が入っていないのに旅行者と思われる人の出入りが2～3日ごとにある所は疑わしい。少しでも疑わしかったら連絡してもらえればすぐに調査する。

質問（代理委員）

どのくらい宿泊者が変わっているかの把握はどうすればいいのか。

回答（生活衛生課長）

観光庁からのデータと事業者からの報告を照らし合わせている。規制が始まった後は、規制しているはずの期間に報告が上がったら違反していることに気が付けるので把握が簡単になる。

質問（副委員長）

現在 1800 件民泊があるとあったが、前に見たホームページと数が違った。

回答（生活衛生課長）

国と区内とでカウント数が違い、区のデータの更新も 2 か月ごとなのでデータにタイムラグが生じている。

意見（委員）

住民に知ってほしいため、違法民泊を見つけた時の通報先のチラシを作ってもらって掲示板に掲示したい。調査結果違法でなかった場所について町会に共有してほしい。

回答（生活衛生課長）

啓発もしていかなければいけないので、検討する。

（４）区民活動推進課からのお知らせ

- ① 町会セミナーについて
- ② 災害時緊急連絡送信訓練について
- ③ ポケット区政概要 2025 について

（説明：区民活動推進課長）

質疑応答なし

3. 町会連合会案件

（１）町連だよりについて

（説明：町会連合会 事務局長）

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度10月期 第12地区区政連絡会
事務局 (担当課)		東部区民事務所
開催日時		令和7年10月14日(火) 午後2時～午後3時30分
開催場所		東部区民事務所2階 多目的室
案件		関係機関案件 (1)豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 (2)巣鴨警察署からのお知らせ 【回覧】 (3)令和7年度区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】 豊島区案件 (1)「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV相談啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】 (2)「大塚としま商人まつり」のポスター掲示について【掲示】 (3)民泊条例改正のパブリックコメント実施について (4)公園緑地課からのお知らせ ①西巣鴨中通りのさくらについて (5)区民活動推進課からのお知らせ ①町会セミナーについて ②災害時緊急連絡網送信訓練の結果について ③ポケット区政概要2025について 町会連合会案件 (1)町連だよりについて
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	竹野 康二 委員長(南大塚二丁目西町会) 田中 治 委員(北大塚一丁目睦町会) 村田 敏明 委員(南大塚東南町会) 杉山 雅勇 委員(南大塚一丁目宮若町会) 安藤 誠 委員(南大塚仲町会) 寺崎 良雄 委員(南大塚二丁目北町会) 大川 孝義 代理(大塚駅南町会) 三輪 緑 委員(東池袋五丁目本町会) 國府田 房義 委員(東池袋五丁目東町会) 小林 訓子 委員(南大塚自治会)
	常 任 相談役	細川 正博

	説明者	豊島消防署 竹内 防火管理係主任 巢鴨警察署生活安全課 高橋 警部補 豊島健康診査センター 児玉 事務局長 男女平等推進センター 清水所長 産業振興課 商店街振興グループ 遠藤主事 水野 生活衛生課長 公園管理事務所 吉田係長、本郷主事 高桑 東部区民事務所長 星野 町会連合会事務局長
	区	藤田 区民部長 高桑 東部区民事務所長
	地区担当課長	小野 生涯学習・スポーツ課長
欠席者	委員	井上 義裕 委員(南大塚一丁目南松町会) 小倉 憲夫 委員(南大塚一丁目南町会) 田邊 安幸 委員(大塚駅南町会)
	常任相談役	根岸 光洋 森 とおる ふるぼう 知生
	区	
事務局		東部区民事務所 山川・林田・見呂津
質疑応答要旨		
関係機関案件		
1. 豊島消防署からのお知らせ【掲示】		
(説明:豊島消防署 防火管理係主任)		
(質疑なし)		
2. 巢鴨警察署からのお知らせ【回覧】		
(説明:巢鴨警察署生活安全課 警部補)		
(質疑なし)		
3. 区民がん検診(胃がん・肺がんなど)の再勧奨について【回覧】		
(説明:豊島健康診査センター 事務局長)		
意見(委員)がんの早期発見は何より大切と思うので、みんなに検診を受けてもらいたいと思う。		
豊島区案件		
1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるDV相談啓発ポスター掲示依頼及び男性相談・にじいろ相談の案内【掲示】		
(説明:男女平等推進センター 所長)		
(質疑なし)		
2. 「大塚としま商人まつり」のポスター掲示について【掲示】		

(説明:産業振興課 商店街振興グループ 主事)	
(質疑なし)	
3. 民泊条例改正のパブリックコメント実施について	
(説明:生活衛生課長)	
(質疑なし)	
4. 公園緑地課からのお知らせ	
①西巢鴨中通りのさくらについて	
(説明:公園管理事務所 係長、主事)	
質問(委員)切った後の「根っこ」はどうするのか。 回答(公園管理事務所 主事)周囲の地面を不安定化させないため「根っこ」を残すしか無い状態である。 新たに植えることも難しい。 意見(委員)桜の木が15本減ると、満開時に寂しくなってしまう。 質問(委員)何年経過しているか。今後を考えるうえでも参考になる。 回答(公園管理事務所 係長)昭和55年当時には植わっていた。桜の寿命は短い。伐採を工夫して桜並木の景観は残したい、と思っている。 意見(委員)(桜の)木が可哀そうと思ってしまう。根っこが弱ってきゅうきゅうになっている。 回答(公園管理事務所 係長)今後木を植える際の参考にしたいと思う。	
5. 区民活動推進課からのお知らせ	
①町会セミナーについて	
②災害時緊急連絡網送信訓練の結果について	
③ポケット区政概要2025について	
(説明者:東部区民事務所長)	
(質疑なし)	
町会連合会案件	
1. 町連だよりについて	
(説明者:町会連合会事務局長)	
(質疑なし)	